

## ●八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱

令和2年4月1日

令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

### （目的）

第1条 この要綱は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運用を図り、もって重症心身障害児（者）等及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 重症心身障害者 第5条各号のいずれにも該当する者のうち18歳以上のものをいう。
- （2） 重症心身障害児等 第5条各号のいずれにも該当する者のうち18歳未満のものをいう。
- （3） 重症心身障害児（者）等 重症心身障害者及び重症心身障害児等をいう。
- （4） 家族等 重症心身障害児（者）等と同一の世帯に属する者であつて、現に当該重症心身障害児（者）等と同居しているものをいう。
- （5） 医療的ケア等 呼吸管理、栄養管理又は排泄管理等医師の指示に基づく医療的なケア及び食事介助、排泄介助又は体位変換等の療養上必要な世話をいう。
- （6） 訪問看護ステーション 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。

### （事業の内容）

第3条 事業は、重症心身障害児（者）等の居宅に看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を派遣し、その家族等が日常的に行っている当該重症心身障害児（者）等の医療的ケア等を代替するサービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、一定時間その家族等の休養を図るものとする。

### （サービスの提供方法）

第4条 市長は、別に定めるところにより、重症心身障害児（者）等が現に訪問看護を利用する訪問看護ステーションと協定を締結し、サービスを提供するものとする。

### （サービスの対象者）

第5条 サービスを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 八王子市の区域内に住所を有する者であつて、現に在宅で生活しているもの
- （2） 次のいずれかに該当する者

ア 18歳に達するまでの間に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障害（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に規定する愛の手帳1度又は2度程度の知的障害のいずれも有するに至った者であつて、日常生活を営むために医療的なケアを必要とする状態にあるもの

イ 18歳未満の者であって、日常生活を営むために別表1に定める医療的なケアのいずれかを必要とする状態にあるもの

(3) 日常的にその家族等から医療的ケア等を受けている者

(4) 次のアからエまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

ア 通所又は通学に著しい困難がある者

イ その属する世帯の他の世帯員のいずれかの者が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる者の一に該当するもの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児

ウ 虐待その他特別の事由により、その属する世帯に対し、特に支援が必要であると認められる者

エ その他アからウまでに掲げる者と同等の事情により、その家族等の休養が特に必要であると市長が認める者

(5) 医師によりサービスの利用が認められている者

(6) 現に訪問看護ステーションによる訪問看護を利用している者であって、当該訪問看護ステーションからサービスの利用について同意が得られているもの

(利用登録の申請)

第6条 サービスを利用しようとする重症心身障害者又は重症心身障害児等の保護者(以下「利用申請者」という。)は、八王子市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業利用登録申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出し、あらかじめ事業の利用登録(以下「利用登録」という。)を受けなければならない。

(1) 八王子市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業医師指示書(第2号様式。以下「医師指示書」という。)

(2) 利用申請者及び当該利用申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税の額を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 医師指示書は、その医師が記載した日から6か月を経過していないものに限る。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる添付書類により証明すべき事項を当該利用申請者の同意に基づき公簿等によって確認することができる場合は、当該添付書類を省略させることができる。

(利用登録の可否の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、利用登録をすることを決定したときは、別表2に基づき、当該利用登録の決定を受けた者(以下「利用登録者」という。)がサービスの利用につき、その費用の一部として負担すべき額(以下「利用者負担額」という。)を認定し、八王

子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、利用登録を決定した場合であって、当該利用登録者の同意を得ているときは、当該利用登録者に係るサービス提供事業者（第4条の規定による協定を締結した訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対し、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録者情報通知書（第4号様式）に、当該医師指示書の写しその他の必要な書類を添付して、当該利用登録者の利用登録に関する事項を通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の申請を却下したときは、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録申請却下通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（登録期間）

第8条 サービスは、利用登録の有効期間（以下「登録期間」という。）内に限り、これを利用することができる。

2 登録期間は、前条第1項の規定による利用登録の決定があった日（以下「利用登録決定日」という。）から当該利用登録決定日が属する会計年度の末日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日までとする。

（1） 当該医師指示書に記載された指示期間の末日（以下「指示期日」という。）が、当該利用登録決定日が属する会計年度の末日より前であるとき 当該指示期日が属する月の前月の末日（当該指示期日が月の末日である場合は、当該日）

（2） 当該利用登録に係る重症心身障害児等が、当該利用登録決定日が属する会計年度内に18歳に到達する日があるとき 当該18歳に到達する日が属する月の末日

3 第6条及び第7条の規定は、登録期間の更新について準用する。この場合において、市長は、第6条第1項各号の添付書類を省略させることはできないものとする（同条第3項の規定により省略させる場合を除く。）。

（医療的ケア等の変更）

第9条 利用登録者は、当該登録期間内において、当該医療的ケア等の内容に変更があった場合は、直ちに、当該変更に係る医師指示書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による医師指示書の提出があった場合であって、当該利用登録者の同意を得ているときは、当該利用登録者に係るサービス提供事業者に、速やかに、当該医師指示書の写しを送付するものとする。

（サービス提供事業者の変更）

第10条 利用登録者は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録変更申請書（第6号様式。以下「利用登録変更申請書」という。）により、サービス提供事業者の変更を申請することができる。

2 市長は、前項の申請により、サービス提供事業者を変更することを決定したときは、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録変更決定通知書（第7号様式。以下「利用登録変更決定通知書」という。）により通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項のサービス提供事業者の変更の決定について準用する。

(利用者負担額の変更)

第 11 条 利用登録者は、利用登録変更申請書に、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類その他の必要な書類を添付して、利用者負担額の変更を申請することができる。

2 市長は、前項の申請に基づき、別表 2 により、利用者負担額の変更の認定（以下「利用者負担額変更認定」という。）をしたときは、利用登録変更決定通知書により通知するものとする。

3 利用者負担額の変更は、利用者負担額変更認定があった日が属する月の翌月（当該利用者負担額変更認定があった日が月の初日である場合は、当該月）から適用する。

4 第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の添付書類について準用する。

(申請内容の変更)

第 12 条 利用登録者は、当該登録期間内において、当該利用登録者の氏名その他の事項を変更したときは、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録申請内容変更届出書（第 8 号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

(利用登録の辞退)

第 13 条 利用登録者は、当該登録期間内において、当該利用登録を辞退しようとするときは、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録辞退届（第 9 号様式）により、遅滞なく、市長に届け出るものとする。

(利用登録の取消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用登録を取り消すことができる。

(1) 利用登録者が、サービスを利用する必要がなくなったと認められるとき。

(2) 利用登録に係る重症心身障害児（者）等が、八王子市以外の市町村の区域内に住所を有するに至ったと認めるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたと認められるとき。

(4) その他市長が利用登録を不相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、利用登録の取消しを行った場合は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用登録取消通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

(サービスの利用方法等)

第 15 条 利用登録者は、サービス提供事業者に直接依頼することにより、サービスを利用するものとする。

2 前項の依頼を受けたサービス提供事業者は、緊急連絡先その他の必要な事項を確認し、当該医師指示書に基づき、サービスを提供するものとする。

3 サービスを利用した利用登録者は、当該サービス提供事業者の利用者負担額を支払わなければならない。

4 サービスを提供したサービス提供事業者は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業サービス提供記録票（第 11 号様式。以下「サービス提供記録票」という。）に必要事項を記載し、当該利用登録者の確認を受けなければならない。

5 サービスは、サービス提供事業者の営業時間内に利用することを原則とする。

(サービスの利用時間)

第 16 条 サービスの利用時間は、登録期間が 1 年の場合において、年間 9 6 時間を上限とし、登録期間が 1 年未満の場合においては、当該登録期間の月数（一月に満たない端数が生じたときは、これを一月として計算するものとする。）に 8 を乗じて得た数の時間を上限とする。

なお、1 回当たりのサービス利用は、2 時間から 4 時間までとし、3 0 分単位の利用とする（3 0 分未満の利用は 3 0 分に切り上げる。）。

2 前項の規定は、同一日に 2 以上の回数のサービスを利用することを妨げない。

3 サービスの提供に従事した看護師等の人数が 2 以上である場合は、当該看護師等の人数に相当する数の回数のサービスの利用があったものとみなす。

(報酬額)

第 17 条 サービスの提供に係る報酬の額（以下「報酬額」という。）は、別表 3 に定める基準額から第 15 条第 3 項の規定により支払われるべき利用者負担額を控除した額とする。

(実績の報告)

第 18 条 サービス提供事業者は、サービスを提供した月の翌月 10 日（閉庁日である場合は、直前の開庁日）までに、当該サービスを提供した月のサービス提供実績を集計し、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書（第 12 号様式）に、サービス提供記録票を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告が適当と認められる場合は、当該サービス提供事業者の請求に基づき、速やかに、報酬額を支払うものとする。

(キャンセル料等)

第 19 条 市長は、利用登録者がサービスの利用に関する予約等を取り消した場合に、当該利用登録者が当該サービス提供事業者に負うべき費用（以下「キャンセル料等」という。）について、その一切を負担しないものとする。

2 前項の規定は、利用登録者とサービス提供事業者の合意により、キャンセル料等を定めることを妨げない。

(医師指示書料助成金の交付)

第 20 条 市長は、第 6 条第 1 項（第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）の申請又は第 9 条第 1 項による医師指示書の提出（以下「利用登録申請等」という。）を行った重症心身障害者又は重症心身障害児等の保護者が、当該利用登録申請等に係る医師指示書の取得に費用を要した場合は、別表 4 に定める額を限度として助成金を交付することができる。ただし、当該医師指示書の取得に要した費用（以下「医師指示書料」という。）の額が同表に定める額を下回る場合は、当該医師指示書料の額を限度とする。

2 前項の助成金（以下「医師指示書料助成金」という。）の交付を受けようとする者は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業医師指示書料助成金交付申請書（第 13 号様式）に、当該医師指示書料を負担したことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、医師指示書料助成金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業医師指示

書料助成金交付決定通知書（第 14 号様式）により通知するものとする。

4 前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業医師指示書料助成金請求書兼口座振替依頼書（第 15 号様式）を市長に提出し、医師指示書料助成金を請求するものとする。

5 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに、医師指示書料助成金を支払うものとする。

（関係帳簿）

第 21 条 市長は、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業管理台帳を備え、事業に関する事項を記載しておかなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、電子媒体により記録することができる。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱の施行に係る諸手続については、施行日前に行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

	医療的なケア
1	人工呼吸器管理 (毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPPV、CPAP 等を含む。)
2	気管内挿管又は気管切開
3	鼻咽頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	1 日当たり 6 回以上のたんの吸引
6	ネブライザーの使用 (1 日当たり 6 回以上又は継続して使用する場合に限る。)
7	中心静脈栄養 (IVH)
8	経管栄養 (経鼻又は胃ろうによるものを含む。)
9	腸ろう又は腸管栄養
10	継続的な透析 (腹膜灌流を含む。)
11	1 日当たり 3 回以上の定期導尿 (人工膀胱を含む。)
12	人工肛門

別表 2 (第 7 条及び第 11 条関係)

区分	区分に該当する者	利用者負担額 (サービスの利用 1 回当たり)				
		2 時間	2 時間 30 分	3 時間	3 時間 30 分	4 時間
A	市町村民税世帯非課税者又は被保護者等	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
B	利用登録者が重症心身障害者である場合であって、当該利用登録者及びその配偶者の当該利用登録の決定があった月 (利用者負担額の変更にあたっては、当該利用者負担額の変更の認定の可否を決定する月とする。以下同じ。) の属する年度 (当該利用登録の決定があった月が 4 月から 6 月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。) 分の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による市町村民税の所得割の額を合計した額が 16 万円未満である者 (区分 A に属する者を除く。)	370 円	460 円	550 円	640 円	740 円
C	利用登録が重症心身障害児等に係る場合であって、当該利用登録者及び当該利用登録者と同一の世帯に属する者の当該利用登録の決定があった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合計した額が 28 万円未満である者 (区分 A に属する者を除く。)	180 円	220 円	270 円	310 円	360 円
D	上記以外の世帯	1,500 円	1,880 円	2,200 円	2,630 円	3,000 円

## 備 考

- 「市町村民税世帯非課税者又は被保護者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。) 第 17 条第 4 号中「支給決定障害者等」とあるのを「利用登録者」と、「支給決定障害者等 (法第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者 (20 歳未満の者に限る。) 及び療養介護に係る支給決定を受けた者 (20 歳未満の者に限る。)) を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)」とあるのを「利用登録者が重症心身障害者である場合」と、「指定障害福祉サービス等があった月」とあるのを「利用登録の決定があった月 (利用者負担額の変更にあたっては、当該利用者負担額の変更の認定の可否を決定する月)」と読み替えたときに、同号に掲げる区分に該当する者をいう。
- 「所得割の額」とあるのは、政令第 17 条第 2 号イに規定する所得割の額とする。
- 所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。) 第 26 条の 3 を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「利用登録者又は当該利用登録者と同一の世帯に属する者 (利用登録者が重症心身障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。))」と読み替えるものとする。



別表 3 (第 17 条関係)

1 回当たりのサービス提供時間	基準額
2 時間	15,000 円
2 時間 30 分	18,750 円
3 時間	22,500 円
3 時間 30 分	26,250 円
4 時間	30,000 円

別表 4 (第 20 条関係)

区分	区分に該当する者	助成限度額
ア	市町村民税世帯非課税者又は被保護者等	3, 0 0 0 円
イ	交付決定者が重症心身障害者である場合であって、当該交付決定者及びその配偶者の当該交付決定を行う月の属する年度（当該交付決定を行う月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合計した額が 16 万円未満である者（区分アに該当する者を除く。）	2, 9 3 0 円
ウ	交付決定が重症心身障害児等に係る場合であって、当該交付決定者及び当該交付決定者と同じ世帯に属する者の当該交付決定を行う月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合計した額が 28 万円未満である者（区分アに該当する者を除く。）	2, 9 7 0 円
エ	上記以外の者	2, 7 0 0 円

## 備 考

- 1 「市町村民税世帯非課税者又は被保護者等」とは、政令第 17 条第 4 号中「支給決定障害者等」とあるのを「交付決定者」と、「支給決定障害者等（法第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（20 歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（20 歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）」とあるのを「交付決定者が重症心身障害者である場合」と、「指定障害福祉サービス等があった」とあるのを「交付決定を行う」と読み替えたときに、同号に掲げる区分に該当する者をいう。
- 2 「所得割の額」とあるのは、政令第 17 条第 2 号イに規定する所得割の額とする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、省令第 26 条の 3 を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同じ世帯に属する者」とあるのは、「交付決定者又は当該交付決定者と同じ世帯に属する者（交付決定者が重症心身障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。